

# マニフェストで適正処理を確認してください

マニフェストは、排出事業者が準備する必要があります。

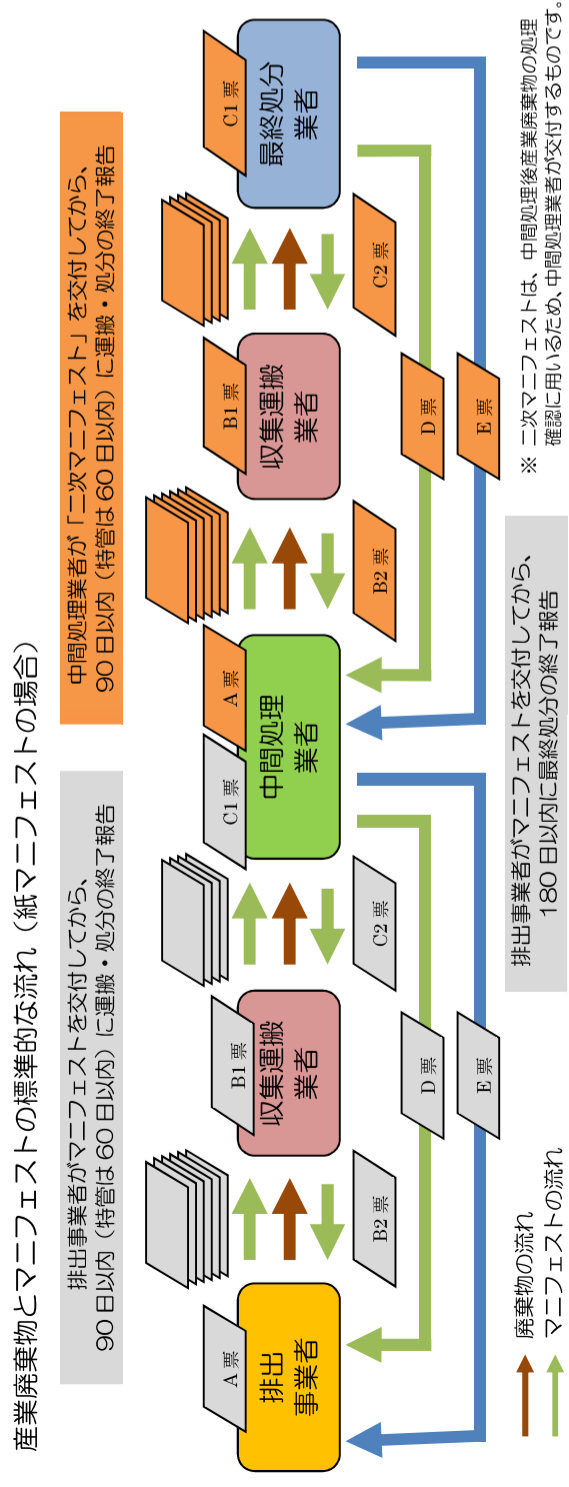
●マニフェスト（産業廃棄物管理票）とは  
マニフェストは、事業者がその産業廃棄物の適正な処理を確保するため、処理を委託する際に受託者に対して交付し、その処理終了後に写しの返送を受けて、委託内容どおりの処理が行われていることを確認するための伝票です。  
マニフェストには、複写式伝票を使用した紙マニフェストと電子情報を使用した電子マニフェストがあり、いずれかの方法により確認を行います。

●マニフェストが返送されないときは  
事業者は、報告期限（下図を参照）を過ぎても処理業者からのマニフェストの返送を確認できない場合には、その産業廃棄物の処理状況を速やかに把握し、生活環境の保全上の支障の除去または発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、その旨を都道府県知事に報告する必要があります。

●マニフェストは5年間の保存義務があります（紙マニフェストの場合）  
交付したマニフェストの控えと処理受託者から返送されたマニフェストは、それぞれ5年間の保存義務があります。

●マニフェストを交付したら県への報告が必要です（紙マニフェストの場合）  
排出事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前に交付したマニフェストの交付等の状況について、都道府県（福井市を除く福井県内の排出事業所は、所在地を管轄する県健康福祉センター）への報告が必要です。  
※福井市内の排出事業所は福井市（環境廃棄物対策課：0776-20-5398）への報告が必要です。

産業廃棄物とマニフェストの標準的な流れ（紙マニフェストの場合）



◆紙マニフェストの販売先  
（一社）福井県産業資源循環協会  
所在地 福井市米松2丁目24-20 梅鉢ビル102号  
TEL 0776-57-0070

◆電子マニフェストについては、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センターのHPPをご覧ください。  
(<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml>)

産業廃棄物の処理に関して不明なところがありましたら、最寄りの健康福祉センター等へお気軽にご相談ください。

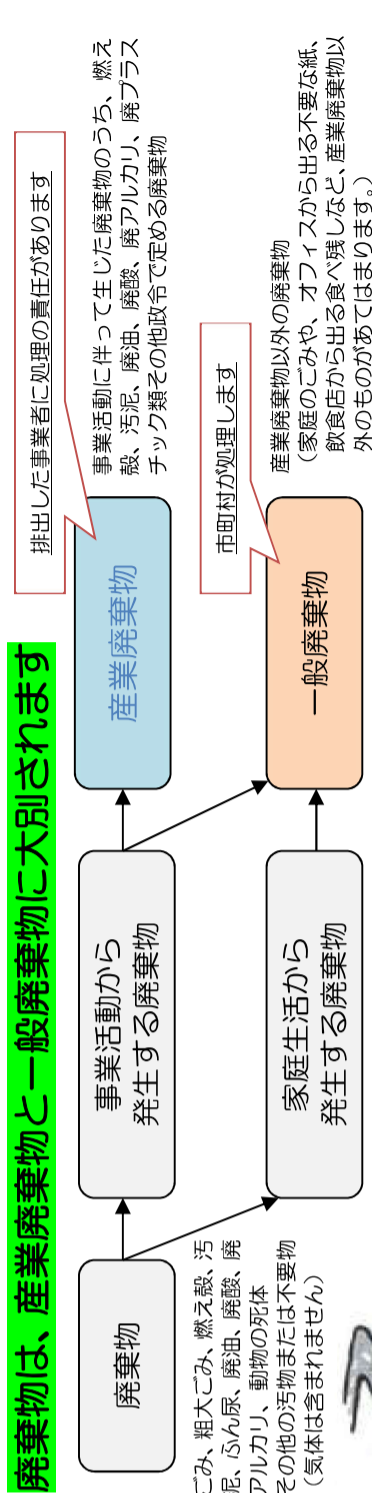
各健康福祉センター	電話番号	管轄区域
福井健康福祉センター 環境衛生課	0776-36-1116	永平寺町
坂井健康福祉センター 環境衛生課	0776-73-0601	あわら市・坂井市
奥越健康福祉センター 環境衛生課	0779-66-2076	大野市・勝山市
丹南健康福祉センター 環境廃棄物対策課	0778-51-0034	鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町
二州健康福祉センター 環境廃棄物対策課	0770-22-3747	敦賀市・美浜町・若狭町（旧三方町区域）
若狭健康福祉センター 環境衛生課	0770-52-1300	小浜市・高浜町・おおい町・若狭町（旧上中町区域）
福井市役所 環境廃棄物対策課	0776-20-5398	福井市

発行月 平成27年8月（令和3年3月改定）  
 発行者 福井県安全環境部 循環社会推進課（所属コード 14915）  
 所在地 福井県福井市大手3丁目17番1号  
 電話番号 0776-20-0382（直通）

## 事業者のみならずへ

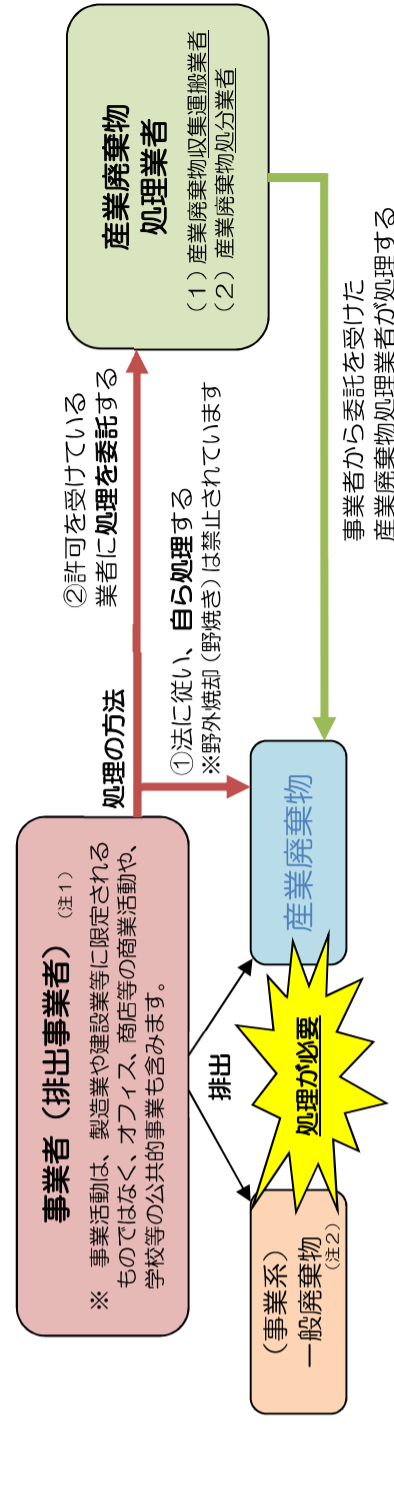
# 産業廃棄物の処理を正しく行っていますか？

（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律）



※ 産業廃棄物（一般廃棄物）のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれがあるものは、特別管理産業廃棄物（特別管理一般廃棄物）に区分されています。

## 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません



（注1）建設工事に伴い発生する廃棄物は、工事の元請業者が事業者として処理の責任を負います。よって、下請業者が産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、法令で定められている場合を除き、収集運搬業の許可が必要です。  
 （注2）事業活動に伴って生じた一般廃棄物（例えば、オフィスから出る不要な紙、飲食店から出る食べ残しなど）は、市町村が指定する処理方法に従う必要があります。（産業廃棄物処理業者に委託することはできません。）

## 産業廃棄物の処理（収集・運搬および処分）を委託する場合

★事業者は、委託基準を守り、業者と書面で委託契約を行う義務があります。  
 ★事業者は、委託した産業廃棄物を引き渡すと同時にマニフェストを交付する義務があります。  
 ★事業者は、処理を委託した後も、それが適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでは最終的な責任を負います。したがって、一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければなりません。

※委託した産業廃棄物の処理が不適正に行われた場合  
 委託した産業廃棄物の処理が不適正に行われ、そのことで生活環境の保全への支障がある場合、当該不適正な処理を行った者は、その支障の除去等の措置命令の対象となります。  
 ただし、当該対象者に資力等がなく支障の除去が困難であり、かつ、排出事業者等が不適正な処理金を負担していないとき、および不適正処分が行われることを知っていた、または知ることができたときは、委託契約やマニフェストの取り扱い扱いが適正な排出事業者等であっても、措置命令の対象となります。



＜建設廃材などが不法投棄された事案＞  
 この事案では発見が早かったため、すぐさま投棄者に撤去させることができました。



# 委託する産業廃棄物の種類を明らかにし、必ず許可証を確認の上、許可業者に委託してください

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、次の20種類に分類されます

種類	例	示
(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残渣	
(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ピルビット汚泥、カーバイドかす、ヘントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等	
(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗淨油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	
(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液	
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物	
(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	
(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	
(9) ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターlockingブロックくず、レンガくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、磨石高ボード等	
(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ポタ、不良石炭、粉炭かす等	
(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する各種廃材等の不要物	
(12) ばいじん	「大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設または産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじん」であって集じん施設によって集められたもの	
(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたものに限る。）、「パルプ、紙または紙加工品の製造業」、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業および印刷物加工業に係るものならびにポリ塩化ビフェニルが塗布され、または染み込んだもの	
(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材または木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品貴買業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るものならびにポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、おがくず、パーク類等	
(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものおよびポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの（合成繊維は廃プラスチック類） 【具体例：木綿くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、レーヨンくず等】	
(16) 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さまたは厨芥類は一般廃棄物） 【動物性残さの具体例：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、卵から、貝から、羽毛等】 【植物性残さの具体例：酒かす、豆腐かす、米・麦粉、野菜くず、薬草かす、油かす等】	
(17) 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、または解体した獣畜および食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	
(18) 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	
(19) 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体	
(20) 政令第13号廃棄物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの 【具体例：有害汚泥のコンクリート固型化物等】	

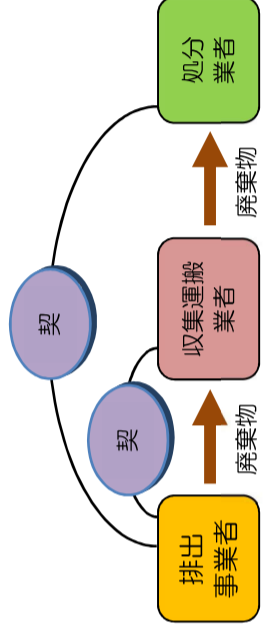
# 委託基準を守り、書面で契約してください

産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託するときは

事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、その産業廃棄物の処理がその者の「事業の範囲」に含まれているかを許可証で確認し、産業廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者と産業廃棄物処分業の許可を持つ業者、それと直接、書面で委託契約（二重契約）を行ってください。（契約書は、5年間の保存義務があります。）

このような行為を怠り、収集運搬業の許可しか持たない者と中間処理も含めた契約を行うことは法律に違反します。ただし、当該産業廃棄物処理業者が収集運搬業と処分業の両方の許可を有する場合は、運搬と中間処理を同一の業者に委託し、1つの契約書にまとめて契約しても差し支えありません。

※ 収集運搬業者は、廃棄物を積み込む場所と積み下ろす場所それぞれ自治体の許可を取得していることが必要です。（契約書への標準的な記載事項等は、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのHP（<http://www.jvnet.or.jp/>）等で閲覧できます。）



産業廃棄物処理業者を探したいときは

福井県で許可を得ている産業廃棄物処理業者の名簿は県HPで、福井市で許可を得ている産業廃棄物処理業者の名簿は福井市（環境廃棄物対策課）のHPで公表しています。

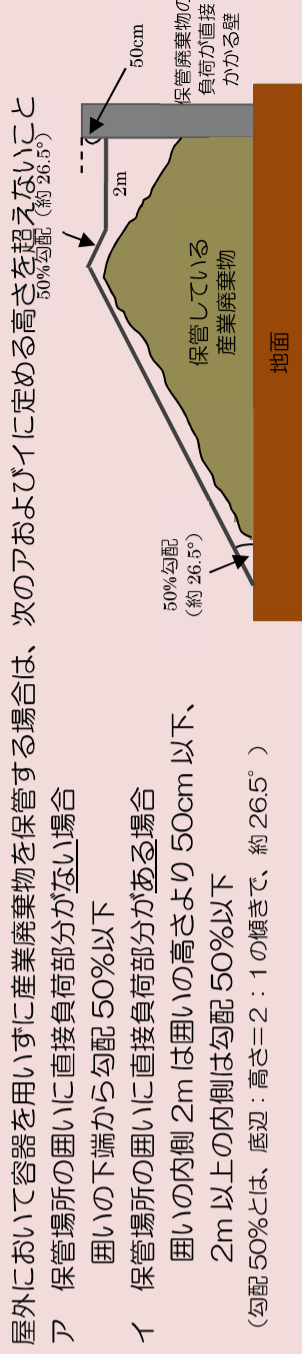
また、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者として県の認定を受けた業者の名簿も公表しています。この認定を受けている業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定していますので、優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めてください。

なお、県では産業廃棄物処理業者のあっ旋は行っておりませんので、業者の紹介を受けたい場合は、（一社）福井県産業資源循環協会（TEL 0776-57-0070）までお問い合わせください。

## 事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管基準を遵守しなければなりません

- ① 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が囲いにかかる場合は、その荷重に耐えられるもの）が設けられていること
- ② 見やすい箇所に、縦および横それぞれ60cm以上であって、当該場所が産業廃棄物の保管場所である旨、保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨）、保管の場所の管理者の氏名または名称および連絡先、（屋外に保管する場合は）積み上げることのできる高さの上限を表示した掲示板が設けられていること
- ③ 保管場所から産業廃棄物が飛散、流出、および地下浸透、ならびに悪臭が発散しないように次の措置を講ずること

- (1) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域および地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと
- (2) 屋外において容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合は、次のアおよびイに定める高さを超えないこと



④ 保管場所には、ねずみが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること

⑤ 石綿含有産業廃棄物にあっては、次の措置を講ずること

- (1) 保管場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
- (2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること

※ 特別管理産業廃棄物においては、上記に加え、その種類ごとに講ずべき保管基準があります。

## 特別管理産業廃棄物については、処理の方法が別に定められています

法では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として区分しています。

具体的には、揮発油のような可燃性の廃油、pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、血液が付着しているチューブ等の感染性産業廃棄物、PCB廃棄物、廃水銀等（石綿建材除去事業により除去されたもの（吹付石綿、石綿保温材、石綿が付着しているおそれのある用具等））や重金属等を基準値以上に含んだ特定有害産業廃棄物があります。

特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、処理の基準が別に定められています。業の許可も区分されていますので、特別管理産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託するときは、その者が特別管理産業廃棄物の処理について許可を得ていることが必要です。